

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的

介護支援専門員が要介護者等の依頼を受けて、要介護者やその家族等を勘案し、利用するサービスの種類・内容・負担額を定めた介護サービス計画を作成するとともに、利用サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整およびその他の便宜の提供を行うことを目的とする。

2. 運営方針

1. 利用者及びその家族の意向をもとに、介護サービスを結びつける。
2. 利用者等の希望を尊重し、適切な保健医療・福祉サービスが提供されるように配慮する。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、サービスが不当に偏らないように公正・中立に行う。
4. 第三者評価の実施 なし

3. 居宅介護支援事業者の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

名 称	松本クリニック居宅介護支援事業所
所 在 地	防府市国衙4丁目6番20号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業（山口県 第 3570601587号）
電 話 番 号	0835-25-2522
通常の実施地域	防府市、山口市（徳地）、周南市 ただし離島を除く。 * 上記地域以外の方については、必要に応じてご相談に応じます。
管理者氏名	隅谷 美代子
指定年月日	平成 23 年 8 月 1日

4. 事業所の職員体制

管理者 1名（兼務）
事業所を代表し、業務の総括。

介護支援専門員 1名（兼務1名）

居宅介護サービス計画の作成の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握及び居宅介護サービス計画の作成・評価及び関係機関との連携。

5. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日 から 土曜日までとする。
(但し、国民の祝祭日に規定する日、法人の指定する盆休み、年末年始を除く。)

(2) 営業時間 月～水曜日、金曜日 午前 9時から 午後 6時までとする。
木曜日、土曜日 午前 9時から 午後 1時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

携帯番号:090-6836-2629

6. サービス内容と利用料金

(1) サービス内容

① 居宅サービス計画の作成

- ・ご利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ・当該地域における指定居宅介護支援事業所に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ・提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ・居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者及び家族に説明し、利用者からの文書による同意を受けます。
- ・その他、居宅サービス計画作成に必要な支援を行います。

②居宅サービス事業者との連絡調整

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービス提供されるよう指定介護サービス事業者との連絡調整を行います。
- ・必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。
- ・利用者がご入院された際には「松本クリニック居宅介護支援事業所・0835-25-2522・担当：(隅谷)」というむねをご入院先の医療機関へお伝えください。

③サービス実施状況の評価

- ・サービスの内容が適切かどうかの話し合いを行います。

④利用者状態の把握

- ・利用者及びその家族と随時連絡をとり経過の把握に努めます。
- ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅介護計画変更の支援、要介護認定区分変更、要介護者認定区分の変更等の必要な対応を行います。

⑤居宅サービス計画の変更

- ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

⑥給付管理

- ・介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等確認して給付管理を行います。
- ・毎月の給付管理票を作成し国保連に提出します。

⑦要介護認定等の申請に係る支援

- ・事業者は利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。

⑧相談の対応

- ・電話、訪問、来所等を通じて介護保険や介護に関する相談をお受けします。

⑨介護保険施設等への紹介

- ・ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等へ入院又は入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介、情報提供を行います。

(2)利用料、その他の費用について

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、以下の場合には料金が発生することがあります。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合。

1ヶ月につき所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市町村窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

※料金が発生する場合、月ごとの清算とし毎月20日までに前月分の請求を致しますので14日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

※利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改訂後の利用者負担金が適用されます。その際には、支援事業者は利用者に説明します。

※交通費は無料です。

(3)利用者自身によるサービスの選択と同意

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、および居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

(4) 中立義務

- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりになります。

7. 秘密保持

介護支援専門員その他の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者およびその家族等の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

8. 個人情報の利用

サービス担当者の会議において、利用者に対する介護サービス提供に必要な範囲で利用者・家族等の情報を用いることがあります。

9. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員に関しては、いつでも変更できます。ご相談ください。

10. 緊急時・事故等の対応

サービス提供事業者により、容態の変化等の連絡が入った場合には、事前の打ち合わせにより家族・主治医・関係機関に連絡致します。

11. 虐待防止と虐待通報受付について

当事業所において職員の利用者に対する虐待防止を図る事を目的として高齢者虐待防止対応規定を制定します。利用者本人及び御家族等、職員等からの通報があった時は、高齢者虐待防止対応規定に基づいて対応いたします。

①虐待通報の受付の方法

面接、電話、書面などにより虐待防止受付担当者が受付します。

②高齢者虐待防止対応体制

虐待通報受付担当者は、受け付けた通報内容を虐待防止対応責任者に報告します。

虐待防止責任者は内容を確認した上で原因解決の検討、当事者との話し合いを行い迅速な改善を図ることに勤めます。また、市役所への通報を行います。

虐待防止担当者:松本クリニック居宅介護支援事業所 管理者 隅谷美代子
防府市役所高齢福祉課:0835-25-2964

12. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・カスタマーハラスメント等)に取り組んでいます。

13. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じています。

①感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組みを行います。

②災害発生時の業務継続のための措置

災害発生時の業務継続に関する取り組みを求める観点から指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレー

14. 契約の終了

- ①利用者は事業者に対して、契約終了の希望日の1週間前までに通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の急変などやむを得ない事情がある場合は、1週間以内の通知でも解約することができます。
- ②事業者は、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1ヶ月前に文書で通知すると共に、当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供致します。
- ③事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ⑤次の事由に該当した場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合（契約の継続を希望される場合を除きます。）
 - ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者が死亡した場合

15. 苦情処理・相談窓口

苦情担当窓口	担 当	電話番号
松本クリニック居宅介護支援事業所	隅谷 美代子	0835-25-2522
防府市役所	高齢福祉課	0835-25-2979
山口市役所(保険者が山口市の方)	介護保険課	083-934-2795
周南市役所(保険者が周南市の方)	高齢者支援課	0834-22-8467
山口県国民健康保険団体連合会	介護保険苦情相談係	083-995-1010

* 居宅介護支援および利用サービス等に対する苦情がございましたら、お申し出下さい。

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。
居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

< 事業者 > 所在地 〒747-0024 山口県防府市国衙4丁目6番20号

名称 松本クリニック居宅介護支援事業所

代表者 松本 正 印

介護支援専門員 隅谷 美代子 印

事業者から居宅介護支援について重要事項について説明を受けたことを確認しました。
また、各種居宅サービス利用に際して必要がある時は、サービス担当者会議等において、利用者とその家族の個人情報提示することに同意します。

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印

< 緊急時連絡先 >

第1連絡先 住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____

第2連絡先 住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____